

27 陳情 第 5 号	新宿区（東京都）騒音規制とその管轄行政（新宿区役所環境清掃部）に関する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 27 年 5 月 12 日受理、平成 27 年 6 月 11 日付託
陳情者	新宿区信濃町—— ————— —————

## （ 要 旨 ）

都条例をもとに新宿区内の騒音規制を管轄している行政である新宿区を区民のために充分機能する様に、区議会で議論し、区に指導してください。

## （ 理 由 ）

現状では、「旧東京電力病院解体建設工事騒音問題」に関して騒音規制値に対して違反しているかどうかの判断能力が環境清掃部に無いと言ってもいい程度であり、当方の証拠写真を見せても、あるいは、業者側の計測データ上、基準以上の違反数値が出ていても、建設工事の種類が該当しないと言う業者の言い分に言い含められ、それを検証できる状態なのに、業者に強く言う事を怠り、検証しようとしていません。担当の誤った情報・報告を精査もせず、間違った情報を部の意見としてそのまま外へ発信されている事等、マネジメントが全く機能していません。同じ組織だから、精査もせず、そのまま出してもいいと言う考えは、是正されなければなりません。

その対応状態は業者を指導するのではなく、逆に業者に指導される状態となっており、管轄行政としては、あってはならない事であります。粛々と決められた業務をこなすだけでなく、区民の生活へのサービスが第一であるべき行政が全くと言っていい程、機能しておりません。

建設業者は都条例の抜け目を利用し、規制違反を逃れようとしています。逃さないために新しい法（都条例）の新設、整備の検討が必要です。合わせて業者（大林組）に対し適切に指導を行うと共に、今回の事案に充分対処できる様に規定の整備をお願いします。更に、国の定める騒音規制法が適切に働く様、その整備を行うよう国に働きかけて下さい。